

## 第12回「法と民主主義」賞選考結果について

11年前に、当協会の本部事務局が四谷から新宿御苑に移転する際に、多大なご援助を申し入れてくださった相磯まつ江弁護士の厚意に対し、当協会の機関誌「法と民主主義」の質量ともに充実することを目的に、「相磯まつ江記念・法と民主主義賞」が設置されました。

年間を通し、当協会の設立の趣旨・目的に照らし、功績のあった論文ならびに「法と民主主義」上に反映されたさまざまな活動の取り組み等に対し、「選考委員会」での討議を重ねて授賞者を決定し、定時総会の場においてその偉業を顕彰することになっております。

第12回「法民賞」の選考は、選考委員会（広渡清吾（委員長）・宮本弘典・山口真美・富永由紀子・森孝博・松井活）の討議の結果、下記の方々の受賞が決定されました。

### ■「法と民主主義賞」

「ハンセン病『特別法廷』と司法の責任——遅すぎた最高裁の検証」

内田博文 岡田行雄 徳田靖之 八尋光秀 殿

あなたがたは、「法と民主主義」2015年6月号「ハンセン病『特別法廷』と司法の責任——遅すぎた最高裁の検証」において、ハンセン病患者について個人の尊厳と基本的人権を実現することの障害と困難を分析し、他方で本来その実現を図るべき司法＝裁判所の無自覚と懈怠を鋭く告発しました。最高裁判所は、この1年後、「特別法廷」開設を違法と認め「責任を痛感する」と述べました。あなたがたのまことに時宜をえた発信に対し、その歴史的意義を高く評価し、本賞を授与してその功績を顕彰いたします。

### ■「法と民主主義特別賞」

「戦後70年—過去と向き合い、未来を語る」

笠原十九司 加藤文也 松村高夫 広渡清吾

浅井基文 大森典子 穂積 剛 殿

あなたがたは、「法と民主主義」2015年11月号「戦後70年—過去と向き合い、未来を語る」において、安倍首相の戦後70年談話が過去の侵略戦争と植民地支配への反省と謝罪を曖昧にするだけでなく合理化を狙うものであり、日本が依然としてアジア諸国、とりわけ中国・韓国との関係における歴史的事実を直視せず、負うべき責任を未来志向の名の下に消し去ろうとしていることを批判的に分析しました。この特集は、戦後70年の年における記念すべき業績であり、本賞を授与してこれを顕彰いたします。

### ■「法と民主主義特別賞」

「戦後70年・憲法裁判と私一次世代へのメッセージ」

新井 章 殿

あなたは、「法と民主主義」2015年7/8/9月号「戦後70年・憲法裁判と私一次世代へのメッセージ」において、自ら関わった砂川事件、朝日訴訟そして家永教科書裁判を振り返りながら、「憲法裁判」のもった歴史的な意義を明らかにし、「憲法裁判」にそれを支える運動のエネルギー、事実による論証と的確な法律論、そして違憲審査権についての戦略的位置づけが必要なことを解き明かしました。本論文は、まさに「次世代へのメッセージ」として大きな意義をもつものであり、本賞を授与してその功績を顕彰いたします。